



～防ごう! 障がい者虐待～

問 南風原町基幹相談支援センター(役場2階 保健福祉課内) ☎889-4416

障がい者虐待は障がいを抱える方の権利や尊厳をおびやかすものであり、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「経済的虐待」に分類されます。

地域ぐるみの見守りや早めの対応が重要になりますので、ご家庭や施設・事業所、働いている会社等から虐待を受けている恐れに気付いた場合は、どうぞご相談ください。

基幹相談支援センターにおいて、関係機関と連携しながら支援します。

住宅リフォーム補助制度募集のお知らせ

問 まちづくり振興課 ☎889-4412

町民が、町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォーム(バリアフリー改修工事、省エネ工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事)を行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助するものです。

【料金】補助額:対象工事の20% 最高限度額:20万円

【申込方法】まちづくり振興課に申込書を提出

【対象】対象となる工事・対象となる住宅・申請できる方別添記載

【申込期間】6月25日(水)～10月31日(金)

申請できる方

- ①町内にお住まいの方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税などの滞納のない方

対象となる住宅

- 町内にある個人住宅で以下のもの
- 自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワーク推進改修工事 ※新規
- ③令和8年2月16日(月)までに工事が完了し、かつ工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの

工事を行う業者について

町内に本社または営業所のある事業所(町内個人事業者も含みます。)

補助額

★対象工事の20% ★最高限度額20万円

例① 対象工事費:40万円
40万円×0.2(20%)=8万円 助成額:8万円

例② 対象工事費:120万円 ※助成額の
120万円×0.2(20%)=24万円 最高限度額は20万円

補助対象工事(下記の①～③)

- ①バリアフリー改修工事○
 - ・通路などの拡幅、階段勾配の緩和
 - ・浴室改良・便所改良・手すりの取付
 - ・段差の解消・出入口の戸の改良
 - ・滑りにくい床材料への取替
- ②省エネ改修工事○
 - ・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱
- ③住宅の耐久性を向上させる改修工事○
 - ・柱、はりなどの主要構造物のはく離したコンクリートの除去および改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去および補修
- ④テレワークの推進改修工事
 - ・テレワークを行うためのデスク設置、壁や扉で仕切られたスペース確保のための工事など

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
※すでに着手済、完成済の工事については対象外となりますので、ご了承ください。

応募について(まちづくり振興課に申込書を提出)

令和7年6月25日(水)～10月31日(金)までの受付期間になります。

先着順のため予算が無くなり次第受付を終了します。

※詳しくは町のホームページまたはまちづくり振興課までお問い合わせください。

ホームページは
こちらから



一般皮膚専門は...

八重瀬クリニック

☑ホクロ切除

☑ワキ・手汗

☑手荒れ

☑ホクロドック

☑各種ワクチン

☑脱毛症

☑皮膚腫瘍

☑水虫

☑虫刺され

☑各種イボ

☑アレルギー検査

☑帯状疱疹・ヘルペスなど

☑アトピー性皮膚炎

☑乳児湿疹

☑ニキビ

☑じんま疹

八重瀬町役場の
斜め向かい
皮膚専門
クリニックが開院

10:00-14:00

受付時間 9:45-13:00

16:00-19:30

受付時間 15:45-18:30

ご予約の方は13:30、19:00までの受付。

▲:毎月第1第2土曜は自費予約のみ(18:00まで)、祝日の場合は休み。

okinawa-hifu.com

@OKINAWA.HIFU

美容皮膚専門は...

沖縄美容クリニック

☑ニキビ跡

☑医療脱毛

☑シミ取り

☑肝斑

☑巻き爪

☑美容点滴

☑シワ

☑たるみ

☑赤ら顔

☑ピアス

☑毛穴・美白

☑そばかす

などのお悩みに

Ohikawa Beauty Clinic

8月
は

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」提出月です

問 こども課 ☎889-7028

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は毎年必要書類を添えて「現況届」の提出が必要となっております。提出がなかった場合は、手当の支給が差し止められることがありますので、ご注意ください。対象の受給者へは文書にて通知を行いますので、必ずご確認ください。

■児童扶養手当

離婚などにより父または母と生計を共にできない児童を養育する方、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童を養育する方に支給する手当

【受付期間】8月1日(金)～9月1日(月)

※児童扶養手当は、「現況届」と一緒に「母子父子家庭等医療費助成の現況届」についても確認します。

■特別児童扶養手当

身体や精神に一定程度の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に支給する手当

【受付期間】8月12日(火)～9月11日(木)

「定額減税しきれなかった方」への給付金「調整給付金(不足額給付)」のご案内

以下の事情(不足額給付1、不足額給付2)により、調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じる場合に追加で調整給付金(不足額給付)を支給します。 ※本給付金は世帯単位ではなく、対象者個人への給付となります。

問 臨時特別給付金室 ☎889-4411

対象者

不足額給付1 定額減税しきれず不足額が生じた方

令和6年度に実施した「調整給付金(当初調整給付)」の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額などが確定したのちに、本来給付すべき額と調整給付金(当初調整給付)との間で差額が生じた場合に、不足分の給付を行います。

対象となりうる例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、本来給付すべき額と調整給付との間で差額が生じた方
- こどもの出生などで扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、本来給付すべき額と調整給付との間で差額が生じた方
- 当初調整給付後に令和6年度個人住民税の税額変更により、個人住民税所得割が減少し、本来給付すべき額と調整給付との間で差額が生じた方

不足額給付2 以下のいずれの要件も満たす方に、原則4万円の給付

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

- ①令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割がともにゼロ
- ②令和6年分所得税および令和6年個人住民税にかかる合計所得金額が48万円を超える者または青色事業専従者・事業専従者(白色)であることから税制度上「扶養親族等」の対象外
- ③低所得世帯向け給付(令和5年非課税給付、令和6年非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

申請方法

令和7年7月下旬に支給対象者に順次、書類を郵送します。※詳しくは町ホームページをご確認ください。

【申請期限】令和7年10月31日(金)消印有効

ホームページは
こちらから

お持ちの不動産を弊社が直接買取致します!!

だから
直接買取
安心!

☑早めに売却したい

☑調査から売却まで
すべてお任せしたい

☑周りに知られたくない

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
も対応

査定無料!お問合わせはこちら

てるまリリース

TEL.098-943-4355

那覇市泉崎1丁目12番15号 平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

こま
まは
ら

15 広報はえばる 2025.8.1 vol.567

vol.567 2025.8.1 広報はえばる

14